

平成24年度 第2回 長野県社会福祉審議会 議事録

日 時 平成25年2月19日（火）
14:00～15:50
場 所 県庁 特別会議室

1 開 会

○事務局（健康福祉政策課山瀬企画幹）

定刻になりましたので、ただ今から、平成24年度第2回長野県社会福祉審議会を開会いたします。

本日の審議会は、委員総数15名のうち、出席委員12名で過半数の出席を得ておりますので、長野県社会福祉審議会運営規程第5条第3項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。

大堀委員、菅谷委員、矢ヶ崎委員が御欠席です。

2 あいさつ

○事務局（健康福祉政策課山瀬企画幹）

それでは、はじめに、眞鍋健康福祉部長からごあいさつを申し上げます。

○眞鍋健康福祉部長

社会福祉審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、御礼申し上げます。

また、日頃より、福祉現場などそれぞれの立場で社会福祉の第一線でご活躍されるとともに、県の福祉行政に対しご理解・ご協力を賜っており深く感謝。加えて心から敬意を表す次第です。

さて、厚生労働省は、平成23年7月、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめました。

社会的養護は、かつて、親が無かったり、親が育てられない子どもの養護が目的であったが、今や、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などの養護へと、その役割を大きく変える中で、より家庭的な環境での養育や専門的ケアの充実などが求められています。

このような背景から、「長野県における社会的養護のあり方」は如何にあるべきかについて、本年度審議会に諮問申し上げ、児童福祉専門分科会において検討を重ねていただきました。

本日は、専門分科会から検討結果を報告いただいた上で、審議会としての答申内容を審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

一方で、持続可能な社会保障制度の構築のため、消費税率の引き上げを柱とする税制改正と年金制度や子育て支援に関する社会保障と税の一体改革関連8法案が、昨年8月に成立したことは御案内のとおりです。

医療や介護等の残された課題については、本年8月までに結論を得るべく社会保障制度改革国民会議の議論も始まっています。

また、新たな生活困窮者支援体系の構築と、生活保護制度の見直しを一体的に行う基本的考え方も、国の審議会において示されたところです。

本日は、こうした社会福祉をめぐる現状について、後段で説明申し上げることとしています。

委員の皆様方におかれては、それぞれの分野におけるご経験等を踏まえて、活発なご審議をいただくようお願いするとともに、今後も本県の福祉行政の推進にお力添えを賜るようお願いしまして、あいさつとさせていただきます。

3 会議事項

(1) 審議事項

社会的養護のあり方について

○事務局（健康福祉政策課山瀬企画幹）

それでは、以降の議事進行を高橋委員長におねがいたします。

○高橋委員長

それでは、議事を進めて参ります。

前回の審議会におきまして、県より「長野県における社会的養護のあり方」について諮問いただき、具体的内容の検討については、児童福祉専門分科会に担っていただく旨、決定したところです。

これを受けまして、児童福祉専門分科会の委員について長野県社会福祉審議会運営規則第7条の規定により、資料1のとおり委員長から指名いたしました。審議会からも2名の方をお願いしたところです。

以降、児童福祉専門分科会に検討を重ねていただき、この度、専門分科会としての「考え方」を取りまとめていただきました。

今回の審議会では、児童福祉専門分科会から報告をいただいた上で、社会福祉審議会として協議いただき、答申内容を取りまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、児童福祉専門分科会から報告をいただきます。本来であれば、

野村専門分科会長さんから報告いただくところですが、所用により出席できないということですので、本日は副会長を務めていただいた、増田委員から報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○増田委員（児童福祉専門分科会副会長）

資料2～4説明

○高橋委員長

ありがとうございました。

ただ今、「長野県における社会的養護のあり方」について児童福祉専門分科会の報告をいただきました。

それでは、各委員さんからのご意見、ご質問をお受けいたしたいと存じますが、予め事務局にて委員の皆様事前に意見照会いただきましたので、まず事務局から、資料5により説明をお願いします。

○北澤こども・家庭課長

資料5説明

○高橋委員長

ありがとうございました。

それでは、各委員さんからのご意見等ございましたら、お願いします。

では中村委員、お願いします。

○中村委員

ちょっと話が変わってしまうのですが、一番最後に資料を入れていただいたのでお願いします。「どんぐり基金」というような形で基金をつかって、施設や障害を持った子どもたちの資格とか免許とかの取得を支援していくようなことを考えています。

今考えているのは、植林用の苗をつかって、それを基金にして、資格・免許とかをとらせてあげられないか。

私どもの施設は障害者の施設ですけれども、免許を取りたいが、お金の面で厳しいという子がいます。増してや、親のない子たちにとってはもっと厳しいのではないかということで、こういう基金をつくりたいという思いで、ちょっと発言させていただきました。

もう一つ、親元でも、社会的養護でもいいのですけれども、福祉の仕事につきたいという子がいましたら、例えば、私たちの施設では、常勤としての雇用はできないにしても非常勤として雇用をして、資格をとらせて、自立をさせるということもできていると思っています。

その2点を、これからの形としてどのようなことになるのかわからないのですけれども、ぜひチャレンジをしていきたいという思いで言わせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○高橋委員長

中村委員さんの関わられている取り組み等もご紹介いただいたということで、さまざまな資源といますか、場が県内にもあるということかと思えます。

はい、では下平委員、お願いします。

○下平委員

私もこの専門分科会の一委員としての参加をさせていただきましたけれども、社会的養護の一端を担う当事者の児童養護施設になります。

中村委員さんのお話のアフターケア等についてですけれども、分科会の中でも議論されました。

実情、県内のというか、自分のところを含めてですけれども、本当にどこの施設でも大変苦労されていると思います。それはやはり経済的な面が一番大きいかと思えます。それぞれの施設では、本当に努力をされていると思いますけれども、今の時点では、それぞれの施設によって取り組んでいるという形だと思います。

とりあえず、私の施設での例を挙げさせていただきますと、自立に向けてのアフターケアとか、自立について言えば、本当に明らかに力があって、本当に自立していける子もいればそうでない子もいて、一人一人みんな違う訳でして、1年でもう大丈夫な子もいますし、10年たってもやっぱり応援してあげる必要がある子もいます。

実際、昨日も、もう10数年たって出た子ですけれども、いろいろ連絡をとって、支援者会議をした子もいますように、何年でアフターケアが終了して、これでOKということは決してない訳です。

何はともあれ、やっぱり人と人という個人の関係、施設との関係、そして職員、人と人とのつながりの中で支援していきますけれども、先ほどの経済的な面というのは本当になかなか難しいところです。

まず出て行く、社会で自立していく時に、何らかの資格取得、そういう面では、県や国からも大分いろいろな予算的な裏づけもできるようにしていただけるようになってきていますけれども、それにしてもまだまだ足りない。そして、実際に出てから本当にひとり立ちできるかというのは、こういう世の中で背景が背景です。家庭に帰れない子どもたちには、本当に大変です。

うちでいうと、もうかなり前からですけれども、何人かの理解ある方たちの資金を積み立てて、自立のための基金、資金として、そこから、例えば、アパートを借りる敷金、礼金なんかには充てたりだとか、そして自動車免許も、国や県からも支援がありますけれども、

それ以外にもかかる部分だとか、そういうものに充てたりしています。

そして、さらに出てからやっぱり、当面の資金もそうですし、しばらくしてから、やむにやまれず事情で本当に追い込まれてしまう子たちはいる訳ですので、そんなときに貸し出せるような形の基金をとっています。

いずれにしても、長野県には15の児童養護施設がありますけれども、そのアフターケアについては大変に苦勞をされていると思いますし、それぞれの努力をされていると思いますけれども、やっぱり経済的なところが一番大きいと思います。ですので、公的なそういう仕組みがあれば大変にありがたいと思っています。

○高橋委員長

ありがとうございます。

自立に向けての支援というような形の、アフターケアも含めて、そして、特に経済的な部分での自立というところで課題が多いと。その中で、自前の努力といいますか、かなり苦勞しながら努力もしているところかと思えますけれども、この件に関しまして、事務局から何かありますでしょうか。

○北澤こども・家庭課長

先ほどの説明の中で一部、触れさせていただきましたが、いわゆる児童福祉、児童養護施設を退所する18歳以降、そしてその後の生活を、どうやって支えていくのか。

今、下平委員さんからもありましたように、施設の皆さんにお聞きしますと、本当に親身になって、しっかりとその子どもたちを将来にわたって支えていただいているというのが現状だと思います。一番の課題は、やはり経済的な支援というものがあるのかなと我々も考えているところでございます。

子どもたちのそういった自立に関する支援としては、資料の中でも若干触れてはいるのですが、いわゆる児童自立支援費ということで、例えば自動車の運転免許をとるに際しての一部援助とか、あるいは、高校在学中の部活動に要する活動費ですとか、あるいは、地域のサークルに参加する際の活動費など、金額的には本当に僅かではあるんですが、そういった部分で、少しでも自立に役立つものを支援できればということでやっているところもございます。

また、身元保証人という対策の中でも、アパート借りる際、あるいは就職をする際における身元保証にかかる保証、そういった部分も側面的な支援という形で対応しているところ です。

いずれにいたしましても、施設を退所後の支援とアフターケア、経済的支援、これは本当に重要な課題だと認識しております。また、皆様方から、今、ご提案ありました基金という話もございます。独自に自前でやっているというところもあるようでございますが、そういったものを、またひとつ、参考にしながら、今後、検討していかなければいけない

課題だという認識を持っております。

○高橋委員長

ありがとうございました。いかがでしょう、ほかにはいかがですか。

予めご質問を出された関委員とか、畠山委員さんはいかがでしょう。先程、事務局から説明もあったわけですが、もし何か補足的なこととか、確認の必要なことがありましたらご発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○畠山委員

私のほうからは、アンケートの結果と、それからこちらの報告書のほうと、ちょうど合えばいいというふうに思って意見を提出しました。

アンケートの結果が、私たちが思っていた以上にファミリー的なものに懐疑的だったということに驚いたのですが、その点で、長野県はこうやっていくということを強く言ってほしというふうに思ったので、このことを書かせていただきました。この報告書を読んでいるときに、感じたのは、長野県の方向性として、あり方というところに書かれていますが、社会的養護を受ける子どもたちは、一般よりも早く大人にさせられてしまうということです。

ですから、先ほどからお話があったように、アフターケアということなども、地域の中で、あるいは県民の力を借りながら、しっかりと支援していく体制づくりが大事になるのではないのでしょうか。それが、予算や又はそれ以外の県民がみんなで子どもたちを育てていくという意識づけみたいなものが、とても大事なのではないかというふうに思っています。

これからは養護を必要とする人たちだけでなく、子どもたちをいかに育てていくかということが、今後の長野県にとっての大きな課題だろうというふうに思いながら、報告書を読ませていただきました。

これが私の正直な感想です。

○高橋委員長

ありがとうございます。

では関委員、お願いします。

○関委員

よろしいでしょうか、関です。

個人的ながら、私は、施設職員としまして、以前、社会的養護の子どもさんに関わった経緯がありますので、今回のこのテーマに特に関心がありまして、幾つかいただいた資料

をもとに質問させていただきました。

この中で、私は、児童家庭支援センター、これにとっても注目しております。

このセンター、第2福祉事業だから育成のような場面、位置にあるから、今まではあまり切羽詰った機関としてはとらえられなかったと思うのですが、この機関の機能というのは多機能で、いろいろな児童相談所にかわる機能も一部持っていますし、里親や地域の子どもの支援とか、いろいろな幅広い面に応用がきく機関としまして、児童福祉における地域包括センターのような役割を、今後、担っていくような機関の一つになるのではないかと考えて見しております。今、ご説明ありましたように、将来的には設置の方向づけがなされているようですので、大いに期待しております。制度の枠以外で地域の実情に応じて、長野県ならではということに力を入れてやっていかなければならないと思っております。

子どもに何の問題もないのです。周りにいる大人の都合によって、子どもはこういう社会的な養護のもとに保護されなければならないという状態になったということ、常々、思っております。子どもを中心にとらえた支援をやっていかなければと感じております。

幾つかご指摘、いろいろご返事、回答いただきまして、ありがとうございました。

○高橋委員長

ありがとうございました。

たくさんのご意見をいただいて、ありがたく思っています。

○福岡委員

今の関委員さんの提案を受けて、私もこれまで出席できなかったものですから、どうしようかと思ったのですが、ちょっと同じような思いを持っていたものですから、一言、いいでしょうか。

子ども障害者総合相談センターのほうにも要保護、虐待関係の事例とか、あるいは、発達にどうもでこぼこがあるかなとか、そういったところから問題を抱えているかなという子どもさんの相談が、後手、後手になって回ってくる人が多いです。そういうときによく見るのが、こういった方たち問題の場合には、機関が抱え込んで頑張っているという風景がとても多いです。

子どもの障害者総合相談の分野ですと、もう支援会議を頻繁に開くことが当たり前で、関係機関でその方を真ん中に、どうやってチームをつくるかということにひたすらエネルギーを注ぐというやり方をしている訳です。私どものような北信圏域の10万人に足りない人口でも、年間にそういう支援会議というのを1,200回ぐらいやっています。

そういう中で、抱え込みでなく、関係機関に問題を出してチームをつくるというような、こういった形でずっと追いかけていくというやり方に目覚めたのが、平成16年に長野県が全圏域に障害者総合相談センターを設置してからなのです。それまでは各施設が抱え込んで頑張る、各担当者が抱え込んで忙殺されるという風景がやはり多かった訳で

す。

そこから考えると、地域の連携を本当につくり出すためにはエンジンになる組織が要るのです。私ども、そういう総合相談センターを核にした支援会議の自立の中で、当然、出てくるのは、関係機関が集まると地域の課題を話し合うというふうになってきます。それで、結果として活発なのは障害者の自立支援協議会です。

私どものような圏域でも、自立支援協議会の集まりの中のさまざまな部会とか、集まりを年間65回ぐらいやっています。それに対して、例えば要保護関係の協議会というのはどれだけ活発なのだろうかということ、私はよく存じていないのですけれども、おそらく、チームアプローチができていない協議会はすべて形骸化しているはずですよ。

ということになってくると、今、関委員さんのおっしゃったようなセンター的なものがエンジンになってくれれば、私は、もう一方で、高齢の包括の協議会もどれだけ活発か存じていないのですけれども、そういった分野の協議会のところが活発になって相互にブリッジをかけられれば、かなりの地域が作れるはずなんです。

現実的には、まだ私どもの分野のほうが、特別支援学校を中心にした、いわゆる特別支援関係の連携協議会、あと、自立支援協議会のブリッジが非常にうまくいっているのです、発達に心配のある子どもさんの連携がかなり見えてきているなど思っているのですが、さらにここに、エンジンになるべく地域の核となるセンターとか、それをもとにしたネットワークによるチームアプローチの支援会議、そこから本当に地域の方が話し合えるような、その協議会の形骸化しないものづくりというような、何かそういった地道なこしらえを地域でしていただけないかなと思っていますところですよ。

○高橋委員長

ありがとうございます。

連携の重要性、そしてそれが推進されるためには核となる機関、もしくは人が必要である。それが障害者支援の分野においては比較的機能しているという中で、この子どもたちの支援に関して、そのような役割はどこが担えるか。そういった中で、今、話題に出たセンターなんかも広がっていてもいいのではないかというご意見かと思えますけれども、いかがでしょう。

何かこれに関連してのご発言、子どもに関する分野でのそういったセンター的機能といいますか、役割についていかがですか。

○増田委員

増田です。

児童家庭支援センターというのは、簡単なイメージでいいますと、子どもたちの相談窓口の第一番目である市町村と、それから困難な事例を扱う児童相談所、その中間に位置するものだと思うのです。

児童相談所の役割と連携、それから市町村の役割と連携、こういうものと合わせて、どの部分を児童家庭支援センターが担うのかというのをもう少し詰めてからでないと、先にセンターだけつくって、結局、うまくいきませんでしたでは困りますので、事務局から先ほど説明がありましたように、いろいろな条件を考えて、モデル的に設置することからスタートするのが一番、いいのではないかとこのように考えています。センターについては、分科会でも話題にはなりました。

以上です。

○高橋委員長

ありがとうございます。

今、児童相談所、そして市町村のほうでもそういった役割を担っている中で、新たなセンターがどう役割分担していくかというあたり、もう少し議論が必要であるということが、その専門分科会の中でも話題として出ていたということですが、あと、いかがでしょう。何かもし関連して、さらにご意見等あれば、よろしいですか。

試行的に新たに検討していくとか、つくっていく方向もあるようですので、その動きにもぜひ期待したいと思いますが、いかがでしょう。

ほかに、別の部分からでも何かありますでしょうか。よろしいですか。

もしよろしいようであれば、これで一通りご意見をいただいたということで、答申内容についてお諮りしたいと思うのですが、幾つかご意見をいただいた中でも、大きな修正といったようなものはなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

報告書としてまとめられたものを、この内容で答申するというところでよろしいでしょうか。

田口委員、お願いします。

○田口委員

今、お聞きしております、その包括支援センターという名前も出ました。これで、今の増田委員のおっしゃるように、まだこのことに関しては非常に世の中がわかっていないとか、もっともっとPRする必要があるのではないかと。

私自身も民生委員として児童養護施設にかかわっておりますけれども、当事者はわかっていても、ほかの皆さんはなかなかよくわからない。もっともっと、例えば里親のことでとか、それから、こういったいろいろな専門的なお話がいっぱい出てきますが、まだまだ県民の皆さん、市民の皆さんがこのことに対しては、まだ、気持ちが熟していないとか、高齢者に関しては非常に熟しながら包括支援センターが非常に機能しております。

そんなことを、今、思いながら、ちょっとあまりにも先走って、やっぱりそういうセンターがあるにこしたことはありませんが、やっぱりもうちょっと世の中が熟してからでないと、というふうにお聞きいたしておりました。

○高橋委員長

それはセンターのようなものをまたつくっていくということに関しての…。

○田口委員

もし、あまり早急にやると、うまくいくかどうかわからないのではないか。もうちょっと機が熟していくような方向に持っていったらどうでしょうかと思いました。

○高橋委員長

今の段階では、具体的に例えばセンターをつくっていくというようなことを、この報告書の中にはっきり盛り込んでいくには、まだ、時期尚早であろうということですね。ありがとうございます。

現在の報告書の中でも、そういった形で、積極的にという形で出ているわけではないかなとも思いますので、全体の報告書としては、現在の内容の方向でということによろしいでしょうか。

では、お願いします。鷹野委員。

○鷹野委員

増田委員さんにお聞きしたいのですが、子どもの最善の利益のためにどのような支援が必要か。子どもが意見を言いやすい工夫というか、先ほど畠山委員さんが言われたように、子どもが養護家庭の中において自分自身の言葉で自分のことを言いたいという、そういうのをどうやってくみ上げていったらいいのか。

そこら辺のところをどのようにとらえていらっしゃいますか。

○増田委員

それは難しいご質問ですけれども、後で下平委員さんにもお聞きしたいのですが、児童養護施設は、今、大舎制が中心で、たくさん子どもたちが集団で生活しているわけです。そういう場面ですと、きっと自分を抑える、わがままを言えないという場面が多いと思います。

今後、段階を追って少人数のケアに移行していくようになれば、現在よりももっと、わがままを言えたり、自分の思うことを養育者に対して要求できるようにはなると思いますが、今の段階ではまだ難しいのではないかと思います。

○鷹野委員

難しいですよ。結局、性問題をはじめとする子どもの要求は養育者でなくても普通の家庭の日常生活でも難しい問題です。特に成長期の子どもの欲求や悲しみを受け止める場

所が重要になってくると思います。

チャイルドラインといって、子どもであれば無料でかかる電話があります。そこでは、子どもの心に寄り添うという形で訓練を受けた聞き手があります。安心して子どもが意見を言える場があることを知らせておくことも必要だと感じました。

○福岡委員

もうそろそろ切らなければいけないことを知っていて、もう一言だけ、すみません。

センターの話ですけれども、機が熟すのを待つことは大事なのですが、機は待っていても熟さないのです。これは手練り寄せないと熟さないのです。私どものような分野の実感で、放っておいてもあちこちでムーブメントを起こしてくれるような分野は別です。

そうなってくると、私は確かに、家庭児童のそういったセンターというものが、絵に描いたもちであっては意味がないと思いますが、必ず、児童関係の法人さん等で似たような取り組みを勃興させるところが出てくるはずなのです。どこどこの児童養護施設ではセンター的な機能を持つような動きを始めたとかという、そういう芽が出るときに、県はアンテナを張って、それをモデル的なひな型としてどう広めるかという検討にすぐ入ってほしいです。今、もうしなければしょうがないです。そうしないと、世の中、動いていかないと思うので。

障害者総合支援センターは、もう平成7、8年ぐらいからそういう芽が出たのを県がとらえてくれて、全域のセンター化に変えてくれたのでこういうふうな風景になったと思っています。

ちょっと、その辺のところを、早くまとめなければいけないことを承知しながら、ちょっとしゃべりました。

○畠山委員

すみません。私も今の福岡委員に関連して、本当はどこかの法人さんで、うちのところでやりましょうと手を挙げてくださると一番いいと思っていますが、今、おっしゃったように、必ずどこか動きがあると思います。その点、またご協力いただき、それでもできなかったら、行政のほうから、要望なり、モデル的にでもやっていただくというような方向づけをしていただけたらと思います。

以上です。

○高橋委員長

具体的に幾つか出ておりますが、では、事務局からお願いします。

○北澤こども・家庭課長

児童家庭支援センターは、制度はあるのですけれども、児童養護施設等に併設といいま

すか、一緒に付随してということがあったり、いろいろある中で、これまで実現してこなかったという現状でございますが、先ほど若干触れましたけれども、今回、新たに移転改築する児童養護施設の中にそういった機能持たせるというような話も、今、聞いております。

ひとつ、そういったものをきっかけ、モデル的なものといたしまして、少しずつ県内に広めていくというようなことをぜひとも我々もやっていきたいと考えています。

○高橋委員長

具体的な動きもあるということですので、それが一つのきっかけとなり、また、いい実践みたいなものを取り上げられて、よい方向であれば、また広がるという方向に行くといいなと、私も期待しております。

あと、鷹野委員のほうからありました、子どもの意見を拾えるようにというところなんですけれども、小規模化、そして、家庭的養護の方向というのが、もちろん、その一つの方向性だと思いますし、一方で、その訴えといいますか、子どもの声というものがより専門的な対処の必要な部分というのもあると思いますので、そういった小規模化と同時に、その専門性を持った職員、専門家への相談しやすい体制というのも進んでいくといいのかなというふうにも思っておりますけれども。

下平委員、ではお願いします。

○下平委員

そのことに関してですけれども、小だから子どもが意見を言えるとか、大だから言えないということは、決してないと思います。

まあ、うちのことしか言えませんが、それぞれ、本当に施設でも努力していると思います。その子どもの意見をやっぱり言いやすい、その雰囲気というか空気というのが大事だと思っています。

仕組みとしては、もうどこの施設もそうだと思いますけれども、匿名でもいいですし、名前を書いてでもいいですし、その意見箱のような、そういうところを通して自分の意見を表明するというのもありますし、だんだん大きくなれば、第三者委員会が各施設にもありますし、そこへ訴えることもできますし、そういうような仕組みがあります。

それ以上に、私は一番大事なのが、もう本当に人と人とのいい人間関係の中で、そして、その施設の雰囲気の中で、何を言ってもいいのだと、どうせ言ってもだめだろうではなくて、言ってみてそれを一緒に考える、できるかどうか考えるということだと思います。その言えるか、言えないかによって、大きく違ってくるわけで、そういう施設としての体制というか、雰囲気というか、空気というか、それが一番大事ではないか。その上に仕組みをつくったわけです。それは大であっても、小であっても、同じだと思います。

○高橋委員長

ありがとうございます。

もちろん大きな施設であっても子どもの意見を出しやすい雰囲気というのはつくっていきけるということで、当然、家庭的とか小規模化という中でも、それは大規模な施設がなくなるという話では決してないとも思いますので、そういった大きな施設の中でも、そういった子どもの声が拾える、そういった方向性というのは重要なんだろうというふうに思います。

では、お願いします。

○中村委員

知的障害を持つ子の親として、やっぱり福岡さんが言われたように、すごく変わったというのがあります。

その中で、やっぱり親が言うしかないということで、もう親がずっと言ってきたのだけれども、でも違うのだと。ケア会議とかというのを開いたときにすごく感じるのは、やっぱり子どもたちが言える機会というのがやはりできているというのが、すごく変わっているというのをすごく感じています。

この中で、やっぱり言えない子どもたちというのはどうしてもいる訳ですから、チームをつくっていくというのが必要なことだと思います。でも、それがすぐできるかどうかということだと思うのですけれども、少しでも協力できればやっていきたいなと思っています。

○高橋委員長

ありがとうございます。そのチーム連携という中に、当然、ご本人といますか、子どもも発達、成長に伴ってかかわっていけるということが、また自立にもつながっていくということなのかなというふうに思います。

いかがでしょうか、ほかに、ではお願いします。

○鷹野委員

今、障害者の自立に関してはとてもよい形で地域の中に開かれてきたなと思います。

子どもは村中の人を借りて成長するものだと思います。多くの人に手を借り、多くの人にお世話になり、地域の人との連携の中で育ったら理想です。障害の程度にもよりますが、知的障害があっても人格的な大人の接し方で、より落ち着いて生活できるように思います。施設が地域に開かれた場となることは、お互いにとってメリットがあると思います。

ですけれども、地域に開かれた施設というふうな方向性があるって、やはり地域の中で子どもは育てるのだという、そういう、やはり開いたものの考え方をしていかないといけな

いのではないかと、私は思うのですけれども。

○高橋委員長

ありがとうございます。その地域の中で、さらに、その地域の人たちとつなぐということが、先ほどの話題とつなげていけば、必要なのかなという中で、当然、市町村等の役割も大きいのかなというふうに思います。

ちょっと、それでは時間のほうもありますので、まとめということで、答申をこの報告書の内容で行うことについては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言あり)

ありがとうございます。

了承いただきましたので、そのように決定したいと思います。また、今、決定いただいた内容に基づく答申書の作成、及び県への提出は委員長に一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の発言あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。最終的な答申書の内容につきましては、後日、委員の皆様にも送付させていただきます。

(2) 社会保障制度をめぐる最近の動き

○高橋委員長

それでは次に、会議事項の(2)に移りたいと思います。

先程、眞鍋部長さんのあいさつにもあったとおり、現在、国では社会保障制度改革国民会議において、医療や介護等の持続可能な制度づくりに向け、検討しているところです。

また、生活保護の基準額の見直しも決まるなど、社会保障をめぐる情勢は大きく変化しようとしています。

その状況によっては今後、当審議会でも議論していく事項もあるのではないかと考えておりまして、本日は、社会保障制度の最近の動きについて担当幹事から説明いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○須藤健康福祉政策課課長補佐兼企画調整係長

資料6説明

○玉井地域福祉課長

資料7説明

○高橋委員長

ありがとうございました。

ただ今の内容について、委員の皆様からご発言等ございますでしょうか。

無いようですので、これら国における社会保障制度改革等の検討状況については、今後
も注視していきたいと思えます。

本日、予定された会議事項は以上ですが、何かございますでしょうか。

無いようですので、以上とさせていただきます。

進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

○事務局（健康福祉政策課山瀬企画幹）

ご熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。これをもちまして、平成24年度第2回長野県社会福祉審議会を終了いたします。

本年度の審議会は、今回で最後となります。次回の開催につきましては、新年度、改めて調整させていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。